

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
横浜国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8 横浜国道事務所管内共同溝補修工事
工事地名	横浜国道事務所管内

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 5月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 4月
2) 事務所名	横浜国道事務所 管理第二課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026040001	1 4) 単価適用年月	2026年 6月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 6月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	道路維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	267日間 自 令和 8年 7月 8日 (当初) 至 令和 9年 3月31日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	神奈川県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	横浜地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 1 号	2 2) 処 分 費 等	8,352
		2 3) 公 告 日	令和 8年 4月24日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 8 横浜国道事務所管内共同溝補修工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路維持			式	1		27, 402, 276			
共同溝補修工			式	1		24, 069, 276			
本体補修工			式	1		17, 833, 676			
止水工(1)		ひび割れ注入							単-1号
			m	110	43, 480	4, 782, 800			
止水工(2)		目地部							単-2号
			m	80	55, 840	4, 467, 200			
導水板設置		W=440							単-3号
			m	80	27, 370	2, 189, 600			
コンクリート剥離補修(1)									単-4号
			m2	20	117, 600	2, 352, 000			
コンクリート剥離補修(2)		目地部							単-5号
			m	40	37, 490	1, 499, 600			
コンクリート剥離補修(3)		鉄筋爆裂部							単-6号
			m	50	28, 000	1, 400, 000			
シール材打替									単-7号
			m	70	16, 070	1, 124, 900			
殻運搬		コンクリート殻(無筋)							単-8号
			m3	0. 8	11, 530	9, 224			
殻処分		コンクリート殻(無筋)							単-9号
			m3	0. 8	10, 440	8, 352			

設計内訳書

工事名	R 8 横浜国道事務所管内共同溝補修工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
付属物補修工			式	1		6, 235, 600			
マンホー取替			箇所	15	106, 800	1, 602, 000			単-10号
ストッパー取替			箇所	10	286, 500	2, 865, 000			単-11号
ヒット部グレーチング取替			箇所	2	884, 300	1, 768, 600			単-12号
仮設工			式	1		3, 333, 000			
交通管理工			式	1		3, 333, 000			
交通誘導警備員			人日	165	20, 200	3, 333, 000			単-13号
直接工事費			式	1		27, 402, 276			
共通仮設費			式	1		5, 248, 225			
共通仮設費			式	1		64, 225			
技術管理費			式	1		64, 225			
道路施設基本データ作成費用			式	1		64, 225			内-1号

設計内訳書

工事名	R 8 横浜国道事務所管内共同溝補修工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	道路維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費（率計上）			式	1		5,184,000			
純工事費			式	1		32,650,501			
現場管理費			式	1		15,126,000			
工事原価			式	1		47,776,501			
一般管理費等			式	1		9,573,499			
工事価格			式	1		57,350,000			
消費税相当額			式	1		5,735,000			
工事費計			式	1		63,085,000			

一式当たり内訳書

道路施設基本データ作成費用

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
技術員		人	1. 75	36, 700	64, 225			
合 計					64, 225			

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一1号	止水工(1)	ひび割れ注入	単位	m	数量	10	単価	43, 480
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
線漏水止水工			m	10	33, 320	333, 200		
析出物除去 躯体表面清掃工			m	10	5, 365	53, 650		
急結材		急結止水セメント	k g	4. 5	525	2, 362. 5		
止水材		ウレタン系樹脂	k g	3. 75	1, 980	7, 425		
注入ピン		φ 10mm L=100	本	50	740	37, 000		
表面仕上げ材		ケイ酸質系塗布材	k g	0. 32	3, 630	1, 161. 6		
計						434, 799. 1		
単価						43, 480	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一2号	止水工(2)	目地部	単位	m	数量	10	単価	55, 840
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
止水工(2)		目地部	m	10	49, 220	492, 200		
急結材		急結止水セメント	k g	11. 7	525	6, 142. 5		
接着剤		シリコン系	k g	0. 086	11, 800	1, 014. 8		
シール材		シリコン系	L	5. 6	2, 610	14, 616		
注入ピン		φ 10mm L=100	本	50	740	37, 000		
止水材		ウレタン系樹脂	k g	3. 75	1, 980	7, 425		
計						558, 398. 3		
単価						55, 840	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一3号	導水板設置	W=440	単位	m	数量	10	単価	27, 370
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
導水板設置		W=440	m	10	16, 070	160, 700		
導水板		アンカーボルト、ドレンシーラー含む	m	10	11, 300	113, 000		
計						273, 700		
単価						27, 370	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一4号	コンクリート剥離補修(1)		単位	m2	数量	10	単価	117, 600
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
はつり・断面修復工			m 2	10	95, 260	952, 600		
鉄筋防錆工			m 2	10	10, 600	106, 000		
埋戻し材		ポ リマーセメントモルタル	m 3	0. 3	380, 000	114, 000		
接着剤		エチレン系酢酸ビニル共重合樹脂	L	2. 4	917	2, 200. 8		
防錆材		錆転換一液エポキシ塗料	k g	0. 44	1, 500	660		
計						1, 175, 460. 8		
単価						117, 600	円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一5号	コンクリート剥離補修(2)	目地部	単位	m	数量	10	単価	37, 490
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート剥離補修(2)		目地部	m	10	34, 360	343, 600		
埋戻し材		ポ リマーセメントモルタル	m 3	0. 03	380, 000	11, 400		
急結材		急結止水セメント	k g	7. 2	525	3, 780		
接着剤		シリコン系	k g	0. 086	11, 800	1, 014. 8		
接着剤		エチレン系酢酸ビニル共重合樹脂	L	0. 24	917	220. 08		
防錆材		錆転換一液エポキシ塗料	k g	0. 14	1, 500	210		
シーリング材		シリコン系	L	5. 6	2, 610	14, 616		
計						374, 840. 88		
単価						37, 490	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一6号	コンクリート剥離補修(3)	鉄筋爆裂部	単位	m	数量	10	単価	28, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート剥離補修(3)		鉄筋爆裂部	m	10	26, 810	268, 100		
埋戻し材		ポ リマーセメントモルタル	m 3	0. 03	380, 000	11, 400		
接着剤		エチレン系酢酸ビ ニル共重合樹脂	L	0. 24	917	220. 08		
防錆材		錆転換一液エポ キシ塗料	k g	0. 14	1, 500	210		
計						279, 930. 08		
単価						28, 000	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一7号	ｼｰﾙ材打替		単位	m	数量	10	単価	16, 070
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ｼｰﾙ材撤去工			m	10	5, 635	56, 350		
ｼｰﾙ材設置工			m	10	8, 486	84, 860		
急結材		急結止水セメント	k g	7. 2	525	3, 780		
接着剤		ｼﾘｺﾝ系	k g	0. 086	11, 800	1, 014. 8		
ｼｰﾙ材		ｼﾘｺﾝ系	L	5. 6	2, 610	14, 616		
計						160, 620. 8		
単価						16, 070	円／m	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一8号	殻運搬	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	11, 530
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
人力積込		岩塊・玉石	m 3	1	5, 092	5, 092		
殻運搬(人力積込)		コンクリート殻(無筋) 運搬距離6. 0km DID有り	m 3	1	6, 429	6, 429		
計						11, 521		
単価						11, 530	円／m3	

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一9号	殻処分	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価	10, 440
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 (m 3)			m 3	1	10, 440	10, 440		
計						10, 440		
単価						10, 440	円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一10号	ダンプ取替		単位	箇所	数量	1	単価	106, 800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ダンプ取替		ガソリン	箇所	1	26, 820	26, 820		
ダンプ		ガソリン	組	1	79, 900	79, 900		
計						106, 720		
単価						106, 800	円／箇所	

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一11号	ストップ取替		単位	箇所	数量	1	単価	286, 500
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ストップ取替		ステンレス重量扉用ステー	箇所	1	25, 430	25, 430		
ストップ		ステンレス重量扉用ステー	組	1	261, 000	261, 000		
計						286, 430		
単価						286, 500	円／箇所	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一12号	ビッド部クレーンク取替		単位	箇所	数量	1	単価	884, 300
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ビッド部クレーンク取替		FR-6RG型FRP+SUS 2495×1540×25	組	1	150, 300	150, 300		
ビッド部クレーンク		FR-6RG型FRP+SUS 2495×1540×25	組	1	734, 000	734, 000		
計						884, 300		
単価						884, 300	円／箇所	

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一13号	交通誘導警備員		単位	人日	数量	1	単価	20, 200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	20, 200	20, 200		
計						20, 200		
単価						20, 200	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	線漏水止水工		単位	m	数量	10	単価	33, 320
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	2	34, 800	69, 600		
特殊作業員			人	6	30, 900	185, 400		
普通作業員			人	2	26, 800	53, 600		
諸雑費（率＋まるめ） 8%			式	1		24, 600		
計						333, 200		
単価						33, 320	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	析出物除去 躯体表面清掃工		単位	m	数量	10	単価	5, 365
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 5	34, 800	17, 400		
	特殊作業員		人	0. 5	30, 900	15, 450		
	普通作業員		人	0. 5	26, 800	13, 400		
	諸雑費（率＋まるめ） 16%		式	1		7, 400		
	計					53, 650		
	単価					5, 365	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	止水工(2)	目地部	単位	m	数量	10	単価	49, 220
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	2. 5	34, 800	87, 000		
	特殊作業員		人	8. 5	30, 900	262, 650		
	普通作業員		人	3. 5	26, 800	93, 800		
	諸雑費（率＋まるめ） 11%		式	1		48, 750		
	計					492, 200		
	単価					49, 220	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	導水板設置	W=440	単位	m	数量	10	単価	16, 070
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1	34, 800	34, 800		
	特殊作業員		人	2	30, 900	61, 800		
	普通作業員		人	2	26, 800	53, 600		
	諸雑費（率＋まるめ） 7%		式	1		10, 500		
	計					160, 700		
	単価					16, 070	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	はつり・断面修復工		単位	m 2	数量	10	単価	95, 260
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	6	34, 800	208, 800		
特殊作業員			人	9	30, 900	278, 100		
左官			人	6	32, 800	196, 800		
普通作業員			人	9	26, 800	241, 200		
諸雑費（率＋まるめ） 3%			式	1		27, 700		
計						952, 600		
単価						95, 260	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	鉄筋防錆工		単位	m 2	数量	10	単価	10, 600
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 5	34, 800	17, 400		
特殊作業員			人	2	30, 900	61, 800		
普通作業員			人	1	26, 800	26, 800		
諸雑費（率＋まるめ） 4%			式	1		0		
計						106, 000		
単価						10, 600	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	コンクリート剥離補修(2)	目地部	単位	m	数量	10	単価	34, 360
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	2	34, 800	69, 600		
特殊作業員			人	4	30, 900	123, 600		
左官			人	2	32, 800	65, 600		
普通作業員			人	2	26, 800	53, 600		
諸雑費（率＋まるめ） 10%			式	1		31, 200		
計						343, 600		
単価						34, 360	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	コンクリート剥離補修(3)	鉄筋爆裂部	単位	m	数量	10	単価	26, 810
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	2	34, 800	69, 600		
特殊作業員			人	2	30, 900	61, 800		
左官			人	2	32, 800	65, 600		
普通作業員			人	2	26, 800	53, 600		
諸雑費（率＋まるめ） 7%			式	1		17, 500		
計						268, 100		
単価						26, 810	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	ｼｰﾙ材撤去工		単位	m	数量	10	単価	5, 635
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 33	34, 800	11, 484		
特殊作業員			人	1	30, 900	30, 900		
普通作業員			人	0. 33	26, 800	8, 844		
諸雑費（率＋まるめ） 10%			式	1		5, 122		
計						56, 350		
単価						5, 635	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	ｼｰﾙ材設置工		単位	m	数量	10	単価	8, 486
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 5	34, 800	17, 400		
特殊作業員			人	1. 5	30, 900	46, 350		
普通作業員			人	0. 5	26, 800	13, 400		
諸雑費（率＋まるめ） 10%			式	1		7, 710		
計						84, 860		
単価						8, 486	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	殻運搬（人力積込）	コンクリート殻（無筋） 運搬距離6. 0km DID有り	単位	m 3	数量		単価	
						10		6, 429
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
タンポトラック運転		オンロード・ディーゼル 2t積級	日	1. 69	38, 040	64, 287		
諸雑費（まるめ）			式	1		3		
計						64, 290		
単価						6, 429	円／m 3	

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	処分費（m 3）		単位	m 3	数量		単価	
						100		10, 440
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート殻（無筋）		港湾物産(株) リサイクルセンター	m 3	100	10, 444	1, 044, 400		
計						1, 044, 400		
単価						10, 440	円／m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	ガスバー取替	ガススプリング	単位	箇所	数量	10	単価	26, 820
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	2. 5	34, 800	87, 000		
特殊作業員			人	2. 5	30, 900	77, 250		
普通作業員			人	2. 5	26, 800	67, 000		
諸雑費（率＋まるめ） 16%			式	1		36, 950		
計						268, 200		
単価						26, 820	円／箇所	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	ストッパー取替	ステンレス重量扉用ステー	単位	箇所	数量	10	単価	25, 430
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	2. 5	34, 800	87, 000		
	特殊作業員		人	2. 5	30, 900	77, 250		
	普通作業員		人	2. 5	26, 800	67, 000		
	諸雑費（率＋まるめ） 10%		式	1		23, 050		
	計					254, 300		
	単価					25, 430	円／箇所	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	ビッド部クレーンク取替	FR-6RG型FRP+SUS 2495×1540×25	単位	組	数量	1	単価	150, 300
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1	34, 800	34, 800		
	特殊作業員		人	1	30, 900	30, 900		
	普通作業員		人	2	26, 800	53, 600		
	諸雑費（率＋まるめ） 26%		式	1		31, 000		
	計					150, 300		
	単価					150, 300	円／組	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価	20, 200
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員A		人	1	20, 200	20, 200		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					20, 200		
	単価					20, 200	円／人日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 06
歩掛使用年月	2026. 06
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	ダンプトラック運転	オンロード・ディーゼル 2t積級	単位	日	数量	1	単価	38, 040
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	1	27, 200	27, 200		
軽油			L	20	151	3, 020		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]			通称 2 t 積級					
			供用日	1. 17	6, 490	7, 593		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]			タイヤ(供用日当り)					
			供用日	1. 17	187	218		
諸雑費（まるめ）			式	1		9		
計						38, 040		
単価						38, 040	円／日	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 道路維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	27, 402, 276	直接工事費	27, 402, 276	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	8, 352	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		0（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0（間接費非対象額）				
管理費区分 T		0（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		27, 402, 276	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		27, 393, 924		0		0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		9. 46 %		0 %		
施工地域等補正		2	ICT施工補正	1		
率（補正後）		18. 92 %				
計上額		5, 184, 000		0	0	
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0	調整工事計上額 0			

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	27,402,276		
非対象額計（－）	8,352				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	8,352	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地				
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	64, 225				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	64, 225
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					5, 248, 225

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	32,650,501	単独（追加工事）直接工事費	27,402,276	単独（追加工事）共通仮設費	5,248,225
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	32,650,501	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	32,642,149		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	38.61％		0％		0％
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	46.33％		0％		
計上額	15,126,000		0		0
			2,460,315（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	横浜国道事務所 管理第二課		工事番号	2026040001	第 0 回変更
発注年月	令和08年05月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	道路維持工事
工事原価	47,776,501				
純工事費	32,650,501	現場管理費	15,126,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	47,776,501	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	47,768,149	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	47,776,501				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	20.01 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	9,573,499				
業務委託料等	0				
調査基準価格	56,562,000				
調査基準価格の100/110	51,420,000	（ 89.66 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 横浜国道事務所管内共同溝補修工事

国土交通省 関東地方整備局
横浜国道事務所 管理第二課

工事数量総括表

工事名	R 8 横浜国道事務所管内共同溝補修工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
道路維持		式		1		
共同溝補修工		式		1		
本体補修工		式		1		
止水工 (1)	ひび割れ注入	m		110		
止水工 (2)	目地部	m		80		
導水板設置	W=440	m		80		
コンクリート剥離補修 (1)		m2		20		
コンクリート剥離補修 (2)	目地部	m		40		
コンクリート剥離補修 (3)	鉄筋爆裂部	m		50		
シール材打替		m		70		
殻運搬	コンクリート殻 (無筋)	m3		0.8		

工事数量総括表

工事名	R 8 横浜国道事務所管内共同溝補修工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3		0.8		
付属物補修工		式		1		
ダンプ・取替		箇所		15		
ストップ・取替		箇所		10		
ヒット部グレーチング取替		箇所		2		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員		式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 横浜国道事務所管内共同溝補修工事						(当 初)
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
技術管理費		式		1			
道路施設基本データ作成費用		式		1			
共通仮設費 (率計上)		式		1			
純工事費		式		1			
現場管理費		式		1			
工事原価		式		1			
一般管理費等		式		1			
工事価格		式		1			
消費税相当額		式		1			
工事費計		式		1			

R 8 横浜国道事務所管内共同溝補修工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費 -----	27, 402, 276
(2)共通仮設費 -----	5, 248, 225
(3)純工事費 -----	32, 650, 501

(1)+(2)

(4)現場管理費 -----	15, 126, 000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6)工事原価 -----	47, 776, 501
----------------	--------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7')一般管理費等(計上額) -----	9, 573, 499
-----------------------	-------------

(8')その他費目計 -----	0
------------------	---

(9)業務委託料等 -----	0
------------------	---

(10)工事価格 -----	57, 350, 000
----------------	--------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額 -----	5, 735, 000
------------------	-------------

(12)請負工事価格 -----	63, 085, 000
------------------	--------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格 -----	57, 350, 000
-------------------	--------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格 -----	56, 562, 000
------------------	--------------

(15)調査基準価格の100/110 -----	51, 420, 000
--------------------------	--------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費 -----	0
--------------------	---

(17)工場管理費 -----	0
-----------------	---

(18)工場製作原価 -----	0
------------------	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額) -----	9, 579, 188)
------------------------	---------------

R 8 横浜国道事務所管内共同溝補修工事

特記仕様書

令和8年4月

国土交通省 関東地方整備局

横浜国道事務所

第1章 総 則

第1条. 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和8年度版)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条. 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第3条. 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条. 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。
（1）建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技

術者補佐」という。)を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

(5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は神奈川県内の工事でなければならない。

(6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1) 監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど)

2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可))

3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)

4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第5条. コリنز（CORINS）への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第6条. コリنز（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 神奈川県川崎市幸区 緯度 35° 55' 32" 経度 139° 69' 53"
終点 神奈川県横浜市神奈川区 緯度 35° 48' 85" 経度 139° 64' 87"

第7条. コリنز（CORINS）への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例）

本工事は、横浜国道事務所管内における共同溝の補修工事である。

主な工種は止水工が 190m、コンクリート剥離補修（1）が 20m²、コンクリート剥離補修（2）（3）が 90m を予定している。

第8条. 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ○○建設株式会社
印	

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2）所属会社の写真とする。

第9条. 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）

1. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は下記のとおりとし、関東地方整備局又は横浜国道事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
- なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査が終了した後に、工事成績評点を通知する。
- 公表資料は以下のとおり。（別紙様式－０－１～別紙様式－０－１０）

第10条. 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第11条. 工事書類の作成

1. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和 8 年 3 月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成にあたっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和 8 年 3 月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式－１５）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第12条. 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によるものとする。

第13条. 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.8）
令和8年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第14条. 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第15条. 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第16条. ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等を行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第17条. 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第18条. 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編 1-1-1-17 から 1-1-1-19 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第19条. 契約変更手続きの透明性を確保するための第三者による適正性チェックの試行

1. 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
2. 第三者による適正性チェックの実施は、発注者が対応するものとし、実施にあたっては、

既存資料等による実施に努め、過度な資料作成は行わないものとする。

第20条. スライド条項

工事請負契約書第 26 条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することが出来る条項となっている。

単品スライドについては鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することが出来る。

第21条. 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

- 1) 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104 号 最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1)分別解体等の方法

工程 ごと の 作業 内容 及び 解体 方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

	⑥その他 (構造物撤去)	その他の工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用
--	-----------------	-----------------	----------------------

(2)再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート（無筋）	港建物産(株) リサイクルセンター	神奈川県川崎市 川崎区白石町3-94 運搬距離 L=6.0km

上記（２）については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
 なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場
 条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議
 の上、契約変更の対象とすることができる。

港建物産(株)リサイクルセンター:8時00分～16時30分

- 2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイク
 ル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。
 なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再
 生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼
 ねるものとする。
 - ・再資源化等が完了した年月日
 - ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・再資源化等に要した費用
- 3) 工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職
 員と協議するものとする。

第22条. 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法
 律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員
 より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をい
 う。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するもの
 とする。

第23条. 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第2版）（国土技術政策総合研究所資料、平成20
 年12月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第24条. 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和8年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第25条. デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和8年度版)(以下、写真管理基準)「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア, (一社) 施工管理ソフトウェア産業協会, <<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条２．に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条２．に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信 憑 性 チ ェ ッ ク ツ ー ル （ 一 社 ） 施 工 管 理 ソ フ ト ウ ェ ア 産 業 協 会
<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第26条. 工事現場の現場環境改善

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとする。

第27条. 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内 容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備

(6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示

(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

(9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）

(10) 鏡と手洗器

(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

(12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）

(13) 擬音装置（機能を含む）

(14) 着替え台

(15) 臭気対策機能の多重化

(16) 室内温度の調整が可能な設備

(17) 小物置き場

（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量は、現場毎に必要な数を協議の上、決定する。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。

3. その他

快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第28条. 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事故の防止を図らなければならない。

なお、令和 8 年度における重点的安全対策項目は以下の 7 項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止

VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害

VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - ①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和 6 年 2 月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 入溝作業中は、出入口部周辺の歩行者の誘導等を行い、工事の安全確保に努め入溝口には、交通誘導警備員を常駐させると共に、進入防止柵等を施し、資機材等により共同溝本体・附帯設備・収容物件に損傷を与えないよう十分に注意しなければならない。
6. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

工 種	作業区分	交通誘導警備員	備考
本体補修工	昼間作業	165人（うち有資格誘導員 165人）	交代要員無し
合計		165人（うち有資格誘導員 165人）	

7. 工事の施工に際し、共同溝内に敷設された管路等の保安対策について、その管理者と十分打合せを行い、防護措置等が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

第29条. 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第 23 条に規定する都・県公安委員会の行う 1 級又は 2 級検定に合格した者）1 名以上を充て、他は経験 1 年以上の者を配置すること。
なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第30条. 入溝手続き等

1. 共同溝内への入溝の処置・手続き等に関しては、「関東地方整備局共同溝管理規程」、「関東地方整備局共同溝保安細則」に基づき、行うものとする。
2. 共同溝内に入溝または、構内で作業等を行おうとする場合は、入溝責任者を定め、「共同

溝工事承認願」を提出し、承認を受けなければならない。

3. 入溝に際しては、担当出張所に事前連絡を行うとともに、入溝する直前及び出溝直後に共同溝監視会社に監視の解除・監視開始について、電話連絡しなければならない。監視会社の連絡先等に関しては、別途、監督職員から通知する。また、作業が終了し出溝した際は、施錠を確認し、担当出張所（監督職員）に作業終了報告を行うこと。
 4. 共同溝等の構造及び他の公益物件等の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。なお、他の公益物件等に支障を及ぼすおそれがあるときは、事前に関係占有者と連絡打合せを行うものとする。
 5. 入溝責任者は、所定の手続きを経て、出張所長から共同溝出入口の鍵の貸与を受けるものとする。貸与を受けた鍵は、日々返納する事を原則とするが、工事施工上、やむを得ず連続で借り受ける場合、鍵の保管責任者を定めるとともに、施錠のかかる場所に厳重に保管を行うなど、保管には万全を期さなければならない。入溝中の鍵については、必ず携行し、放置等のないよう万全を期すものとする。なお、貸与された鍵は、他人に貸し出したり、本工事以外の目的で使用してはならない。
 6. 入溝者は常に二人以上とし、施工業者を表示した保安帽（ヘルメット）及び腕章を着用する他、身分証明書を携帯しなければならない。
- なお、上記により難しいものにおいては、監督職員と協議するものとする。

第31条. 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第32条. 交通規制日数の報告

現道上での本工事により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第33条. 環境対策（特定調達品目の調達実績の調査）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第34条. 環境対策（建設機械の使用）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和 62 年 3 月 30 日建設省経機第 58 号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第35条. ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛（以下、本工事関係車輛という。）が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例（以下、関係法令等という。）の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。
2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車輛の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車輛の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車輛にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車輛を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車輛に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第36条. 交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第37条. 交通安全管理（特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出）

共通仕様書 1-1-1-3 交通安全管理第 1 4 項における道路法第 4 7 条の 2 に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証

- ② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書 1-1-1-40 官公庁等への手続等第 3 項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第38条. 通行許可等

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第 47 条第 1 項、車両制限令第 3 条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画（車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度）を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第39条. 工期

1. 工期は、雨天、休日、協議期間等を見込み、契約の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。なお、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

内容	日数	備考
準備・協議期間等	50日	準備・道路交通法の規定に基づく協議期間含む
後片付け期間	20日	
雨休率	0.79	実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数 実働日数 × 係数

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

- イ) 1 日の降雨・降雪量が 10mm/日以上の日：29日間
- ロ) 8時から17時までの WBGT 値が 31 以上の時間を足し合わせた日数：7日間
（少数第 1 位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

過去 5 か年（2021 年～2025 年）の気象庁（横浜観測所）及環境省（横浜地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

2. 著しい悪天候や気象状況により、工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不

能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長を協議することができる。

3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
4. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により、工事の始期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：工事の始期から267日間

（但し、令和8年7月8日（工事着手期限）までに工事を開始すること）

※ 契約締結後において、工事の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

第40条. 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第41条. 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うもの

とする。

3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第42条. 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分 施 工 区 分 標準作業時間

昼間作業 全ての作業 8時～17時

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

各々の作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第43条. 他工事との調整

1. 他工事と現場が連続し施工が幅輻する場合については、施工手順・工程について十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
2. 本工事との調整工事は、別途監督職員が指示するものとする。

第44条. 概算・概略数量

本工事は、概略数量を示したものであり、詳細については監督職員と協議するものとする。

第45条. 現地調査

受注者は、工事着手前に現地調査を実施し、補修が必要な箇所及び補修方法の選定を行い、施工箇所について監督職員と協議を行うものとする。現地調査の費用は当初見込んでいないが、設計変更の対象とする。なお、現地調査にあたり、過年度に発注者において現地調査した資料及び共同溝の完成図書等を貸与するものとする。

第46条. 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術

④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.mlit.go.jp>

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第47条. 新技術等の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、前条 新技術の活用「新技術の定義」 3. 対象とする新技術に示す 1) ～4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が前条 新技術の活用「新技術の定義」 3. 対象とする新技術に示す 1) ～4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「－V E」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく

公表してはならない。

第48条. 契約後V E方式

1. V E提案の定義

「V E提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. V E提案の意義及び範囲

1.受注者がV E提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

2.以下の提案は、V E提案の範囲に含まないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

(2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

(3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. V E提案書の提出

1.受注者は前項のV E提案を行う場合は、次に掲げる事項をV E提案書(別紙様式－1～4)に記載し、発注者に提出しなければならない。

(1)設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由

(2)V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(3)V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(4)発注者が別途発注する関連工事との関係

(5)工業所有権等の排他的権利を含むV E提案である場合、その取扱いに関する事項

(6)その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項

2.発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることが出来る。

3.受注者は、前項のV E提案を契約の締結日より、当該V E提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4.V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. V E提案の審査

提出されたV E提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、V E提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E提案の採否等

V E提案の採否について、原則として、V E提案の受領後14日以内に書面（別紙様式－5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E 提案を採用した場合の設計変更等

- 1.V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- 2.前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- 3.前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 4.V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

7. V E 提案の活用と保護

評定の結果、当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者が V E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第49条. 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 47 条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第50条. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に

受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 12 月 12 日（国不建第 121 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第51条. 総価契約単価合意方式について

1. 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

（共通仕様書第 3 編 3－1－1－1 の適用）

2. 共通仕様書第 3 編 3－1－1－1 第 2 項、第 6 項及び第 7 項に係る規定は適用しないものとする。

受注者は、契約書第 3 条第 1 項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。

（合意単価の公表）

3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第52条. 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を建設コンサルタントに委託している。

第53条. 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタントに委託している。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員については、別途監督職員より通知する。なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第54条. 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号最終改正令和 3 年 9 月 1 日)第 15 条第 3 項により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第 1 回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第55条. 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和 5 年 3 月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和 6 年 3 月)」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際は、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第56条. 検査書類限定型工事

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及

び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。

2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第57条. ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員と工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 個人情報の取り扱いについて

第58条. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第59条. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第60条. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第61条. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第62条. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第63条. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第64条. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第65条. 資料等の返却等

1. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は請負者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。

2. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第66条. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第67条. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第68条. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第3章 その他

第69条. 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全処置等を講ずるものとする。

第70条. 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物および付属施設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I.T.V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路BOX等		E220	CAB電線共同溝
	D090	横断BOX等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める「道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）」によるものとする。
3. 道路施設基本データは、「道路施設基本データ作成システム」で作成する。

4. 道路施設基本データの作成にあたって工事番号は、CORINS 登録時の「工事契約コード番号」とする。
5. 道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。
 - ①道路施設台帳作成総括表
 - ②道路施設基本データ総括表
 - ③道路施設基本データ一覧表
 - ④道路施設台帳チェックシート
 - ⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果
 - ⑦工事数量総括表

第71条. 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第72条. 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第73条. 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

- (1) 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。
- (2) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
- (3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第 20 条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1 週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継

続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

- (4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、＜各種安全施工指針（※）＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (5) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
- (6) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第74条. 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照]に基づき行うものとする。

別紙様式－ 0 － 1

【低価格理由とその詳細】

番号	低価格理由	低 価 格 理 由 の 詳 細 内 容
①	資材費の低減	生石灰、セメント系固化材を材料納入品協力会社から7%引きで購入。コンクリート2次製品は19%引きで購入。生コンクリートはグループ会社から20%引きで購入
②		
③	機械経費の低減	自社保有の建設機械車両(全100台)を使用。ダンプトラック運搬はグループ会社を中心に使用し運賃を削減。
④		
⑤	作業効率の向上	現場経験豊富な熟練したオペレータによるロスのない重機作業。仕上がり精度の高い法面整形。補助労務を必要としない程丁寧な仕上りの床堀作業。
⑥	下請業者の協力	施工協力会社に植生基材吹付工を外注し、設計想定より10%引きとする。
⑦	経費の低減	冬期間においても会社から現場まで45分程度で到着する。
⑧	現場管理費の低減	パソコン、デジカメ、プリンタ、仮設資材等を所有している。
⑨	安全資機材の低減	安全標識類を所有している。
⑩	本支店経費の低減	役員報酬、事務員給料を未計上。
⑪		
⑫	受注実績の取得	国交省発注工事の受注実績の取得
⑬		
⑭	その他	作業員の雇用確保、重機械の稼働率向上

別紙様式－０－２

【比較表－１】												
積 算 内 訳 書 の 比 較 表												
記 入 要 領	1) 見積り等積算根拠を示すものがあれば添付する。 2) 数量総括表に対応する内訳書にして下さい。 3) 入札時の元請(当初予定)欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認して下さい。 4) 工事完成時の元請(完成時実績)、官積算(最終)欄は、それぞれ調査票の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等および工事価格と合致するか確認して下さい。 5) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。											
工 事 名	〇〇道路改良工事											
工事区分・工種・ 種別	単位	入 札 時					工 事 完 成 時					備 考
		官積算(予定価格)※		元請(当初予定)		元請/ 官積 (%)	元請(完成時実績)		官積算(最終)※		元請/ 官積 (%)	
		数量	金額	数量	金額		数量	金額	数量	金額		
道路土工	式	1		1			1		1			
地盤改良工	式	1		1			1		1			
法面工	式	1		1			1		1			
カルバート工	式	1		1			1		1			
排水構造物工	式	1		1			1		1			
構造物撤去工	式	1		1			1		1			
仮設工	式	1		1			1		1			
直接工事費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
共通仮設費	式	1		1			1		1			
純工事費	式	1		1			1		1			
現場管理費	式	1		1			1		1			
工事原価	式	1		1			1		1			
一般管理費	式	1		1			1		1			
基礎工	式	1		1			1		1			
工事価格	式	1		1			1		1			

別紙様式－０－３

【比較表－２】

内 訳 書 対 する 明 細 書 の 比 較 表

記 入 要 領	1) 本様式は、比較表-1に対する明細を記入することとする。さらにその明細が必要な場合は、本様式を使用しその詳細が明確になるようにする。 2) ※印の官積算欄(予定価格および最終共)は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。													
工 事 名	〇〇道路改良工事													
工事区分・工種・ 種別・細別	単 位	入 札 時						工 事 完 成 時						備 考
		官積算(予定価格)※			元請(当初予定)			元請(完成時実績)			官積算(最終)※			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
道路土工	式	1			1			1			1			
掘削工	〃	1			1			1			1			
掘削(土砂)	m3	39,300			39,300			35,800			1			
掘削(軟岩)	〃	2,250			2,250			0			1			
路体盛土工	式	1			1			1			36			
路体(流用土)	m3	4,100			4,100			10,600			14			
法面整形工	式	1			1			1			30			
法面整形(切土部)	m2	5,920			5,920			5,010			9			
法面整形(切土部)	〃	250			250			0			1			
法面整形(盛土)	〃	330			330			160			11			
地盤改良工	式	1			1			1			1			
安定処理工	〃	1			1			1			1			
基礎安定処理 45kg/m3	m2	1,000			1,000			0			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.5m	〃	0			0			115			1			
〃 53. 6kg/m3 t=0.8m	〃	0			0			785			2			
路体安定処理 30kg/m3	m3	4,100			4,100			0			2			
路体安定処理 33kg/m3	m3	0			0			13,100			200			

【比較表－3】

[illegible]

【比較表－4】

- 1) 「入札者との関係」欄は、購入先予定業者との関係を記入。(例)協力会社、同族会社、資本提携会社等
- 2) 官積算が市場単価の場合、備考欄に市場単価を記入してください。
- 3) 総額で値引き、個々の品目の値引き単価が特定できない場合、実績単価欄は契約単価を記入し、総額値引き率を備考欄に記入する。
- 4) 実績と官積は、同じ単位による単価としてください。単位が一致しない場合はそれぞれの単位を明記してください。
- 5) 入札時の欄は、入札時に事情聴取した結果と照合確認してください。完成時及び官単価の欄は、主要資材(購入価格が工事費の約0.3%以上の資材)とし、軽微な資材は省略する。
- 6) ※印の官単価欄は、発注者が記入する欄なので請負者は記入しないで下さい。

[illegible]

【比較表－5】

[illegible]

【比較表一6】

[illegible]

【比較表一 7】

工種別労務者配置計画の比較表

[illegible]

【比較表－8】

[illegible]

【諸経費動向調査（工事費）】

事業内容		元請・元請相当		元請		元請外支 合計		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	1455	1456	1457	1458	1459	1460	1461	1462	1463	1464	1465	1466	1467	1468	1469	1470	1471	1472	1473	1474	1475	1476	1477	1478	1479	1480	1481	1482	1483	1484	1485	1486	1487	1488	1489	1490	1491	1492	1493
------	--	---------	--	----	--	------------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

様式－６（１）

年月日：

V E 提 案 書

（発注者） 殿

（受注者）

工事請負契約書第１９条の２に基づきV E提案書を提出いたします。

工事件名：		連絡者
契約締結日：		氏 名
		T E L
		F A X
V E提案の概要		
注）記入欄が不足する場合には、様式－６（１）の２として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。		
番 号	項 目 内 容	概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計		

様式－6 (2)

番 号		項 目 内 容	
-----	--	---------	--

(1) 設計図書のとめる内容、V E 提案の内容の対比

【現状】 略図等	【改善案】 略図等
-------------	--------------

(2) 提案理由

(3) V E 提案の実施方法 (材料仕様、施工要領等を記入)

(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)

(5) その他

様式一 6 (3)

番 号	項目内容
-----	------

VE 提案による概算低減額及び算出根拠

[illegible]

様式－ 6 (4)

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(1) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項 (提案内容の公表に係る所見等)

平成 年 月 日 号

V E 提 案 採 否 通 知 書

〇 〇 〇 〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 印

特記仕様書「〇 V E 提案について」に基づき、平成 年 月 日付けで提出されました V E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名 : 契約締結日 :		V E 提案項目数 : 採用項目数 : 不採用項目数 :
V E 提案に対する「採否」及びその理由		
番 号	項 目 内 容	概算低減額 : 千円

(注) 採否に関する問い合わせ先

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No.)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考	
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出			提示	監督職 員 へ連絡	監督職 員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎		
										受注者	受注者	監督 職員							契約 担当 課
工事着手前	作成書類の役割分担	設計 審査 会 で 確 認	1【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-1-36-7	—		○							○				令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			2【事例】 関係機関(〇〇〇)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	—		○						○					令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			3【事例】 土壌汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壌汚染対策法第4条1項	—	○		○										土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出	
			4【事例】概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関(〇〇〇)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	—	○		○										令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			5【事例】概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占用物件(〇〇〇)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	—	○		○										令和〇年〇月〇日設計審査会で確認	
			6【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	—		○				○								令和〇年〇月〇日設計審査会で確認
			7【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(構造計算のずれのうめや大幅な修正)	共通仕様書1-1-1-15	—	○		○											令和〇年〇月〇日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する)
	契約図書	設計図書	8 工事請負契約書	—	—	○													
			9 共通仕様書	—	—	○													
			10 特記仕様書	—	—	○													
			11 発注図面	—	—	○													
			12 現場説明書	—	—	○													
			13 質問回答書	—	—	○													
			14 工事数量総括表	—	—	○													
	契約関係書類		15 現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式-1		○					○							
			16 請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式-2		○					○							契約書を作成する全ての工事
			17 工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式-3		○					○							
			18 掛金収納書(電子申請方式)	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-41-6	様式-4		○					○							電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。
			19 建通共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○						○						
			20 工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○							○					
			21 掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○							○					
			22 被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○							○					
			23 掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○							○					
			24 請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式-5		○					○							
			25 VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式-6		○							○					契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。
	その他		26 品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式-7						○								契約図書で規定された場合に提出する。
			27 再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19-4	—						○		○						該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			28 再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-19-5	—			○				○							該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
			29 建設発生土搬出調査	特記仕様書	—			○				○							
			30 建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—			○				○							
			31 施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	—			○				○							工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。
工事書類	1 施工計画	① 施工計画	32 ISO9001品質計画書	特記仕様書	—			○			○								
			33 設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	—			○				○							
			34 工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-38-1	—			○				○							
			35 工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	—	—			○				○							設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。
			36 施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	—			○				○							・「[施工体制台帳に係る書類の提出について]」の一部改正について(令和3年3月5日付け国官技第319号、国官登第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の営業票以外は不要
	2 施工体制	② 施工体制	37 施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	—			○			○								
			38 作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	—			○				○							
			39 工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式-9	○													
	3 施工状況	③ 施工管理	40 工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式-9						○								協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。
			41 工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式-9				○			○							
			42 工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式-9				○			○							
			43 工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式-9				○			○							
			44 工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式-9				○			○							
			45 材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式-10				○			○							設計図書に記載しているもの以外は材料確認書の提出は不要
			46 材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	—			○					○						設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類の標準様式(案) (様式No)	作成書類の役割分担		発注者作成書類の位置づけ		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成媒体の事前協議		備 考
作成時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出	提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子☆	紙◎			
施工中	3 施工状況	③ 施工管理	47 段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式-11	○				○								・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
			48 確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式-12	○				○								・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。
			49 休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	—	○						○						ASP、電子メールなどにより連絡する。ただし、現道上の工事については「提出」とする。
		④ 安全管理	50 安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	—	○					○							監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。
			51 工事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式-13	○				○		○						事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。
			52 工事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	—	○				○								事故報告書はSAS(建設工事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。
		⑤ 管理工程	53 工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式-14	○				○								工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めていることがある。根拠資料の添付不要。
		⑥ 品質管理	54 品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	—	○				○								指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。
	契約関係書類	中間前払金	55 認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式-15	○				○								
			56 請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式-5	○				○								
		完済部分検査	57 指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式-16	○				○								
			58 指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式-17	○				○								
			59 請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式-5	○				○								
			60 出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18	○				○								
		既済部分検査	61 請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式-19	○				○								
			62 出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	—	○				○								中間技術検査時にも提出する。
			63 出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式-18	○				○								
			63 請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式-5	○				○								
		修補	64 修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式-21	○				○								
		部分使用	65 部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式-22	○				○								部分使用がある場合に提出する。
		工期延期	66 工期延期届	工事請負契約書第18条~22条	様式-23	○				○								工期延期が発生する場合に提出する。
		支給品	67 支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式-24	○				○								支給品を受領した場合に提出する。
			68 支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式-25	○				○								支給品がある場合に提出する。
		建設機械	69 建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式-26	○				○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
			70 建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式-27	○				○								建設機械の貸与がある場合に提出する。
		現場発生品	71 現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式-28	○				○								現場発生品がある場合に提出する。
工事完成時	その他		72 出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	—	○				○								既済部分検査等の際にも提出する。
			73 産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	—						○							・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。
			74 建設発生土搬出調書	特記仕様書	—	○					○							
			75 建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—	○					○							
			76 新技術活用関係資料	特記仕様書	—	○					○							新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。
			77 完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式-29	○				○								
	契約関係書類		78 引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式-30	○				○								
			79 請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式-5	○				○								
			80 出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-31	○				○								・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表に代用可能なため提出不要。
		品質管理	81 品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式-32													・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品数の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表に代用可能なため提出不要。
			82 品質証明書	特記仕様書	様式-33	○				○								・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要
			83 工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	—	○				○						☆		・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真等の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略。 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。
	工事完成図書		84 総合評価実施報告書	特記仕様書	—	○				○								総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。
			85 創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式-34	○				○								自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1 工事につき最大10項目までの提出とする。
			86 工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	—	○				○			○		☆			・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
			87 工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	—	○				○			○		☆			・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。
	その他		88 再生資源利用実施書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-19-6	—	○				○								該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
			89 再生資源利用促進実施書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-19-6	—	○				○								該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
工事後完成	その他		90 低入札価格調査 (間接工事費等諸経費調査票)	共通仕様書1-1-1-13-5-3	—	○	○			○								「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。

工 期 通 知 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	平成 年 月 日
工 事 の 始 期	平成 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 か ら (〇〇〇日間) 平成 年 月 日 まで

※工事の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☐ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ☐ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ☐ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 ☐ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ☐ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 3 9 条 第 3 9 条
用地関係	☐ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 ☐ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 ☐ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 ☐ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 ☐ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ☐ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 ☐ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第 3 4、3 5 条
安全対策関係	☐ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 ☐ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ■ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第 2 8、2 9 条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ☐ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ☐ 搬入路の使用中和及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 ☐ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 ☐ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 ☐ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	
仮設備関係	☐ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 ☐ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 ☐ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	

明示項目	明示事項	記載条項
建設副産物関係	☐ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ☐ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ☒ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第21条
工事支障物件等	☐ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 ☐ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	☐ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 ☐ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	☐ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ☐ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 ☐ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 ☐ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 ☐ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 ☐ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 ☐ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 ☐ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 ☐ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	

証明書

工事（業務）名：_____

受 注 業 者：_____

証 明 者：_____

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

※以下は、紙により提出する場合において、押印を省略する場合のみ記載すること。
連絡先は2以上記載すること。

本件責任者（会社名・部署名・氏名）：_____

担当者（会社名・部署名・氏名）：_____

連絡先 1：_____

連絡先 2：_____

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。
業務については、「管理技術者」が行うものとする。）

概略工事工程表

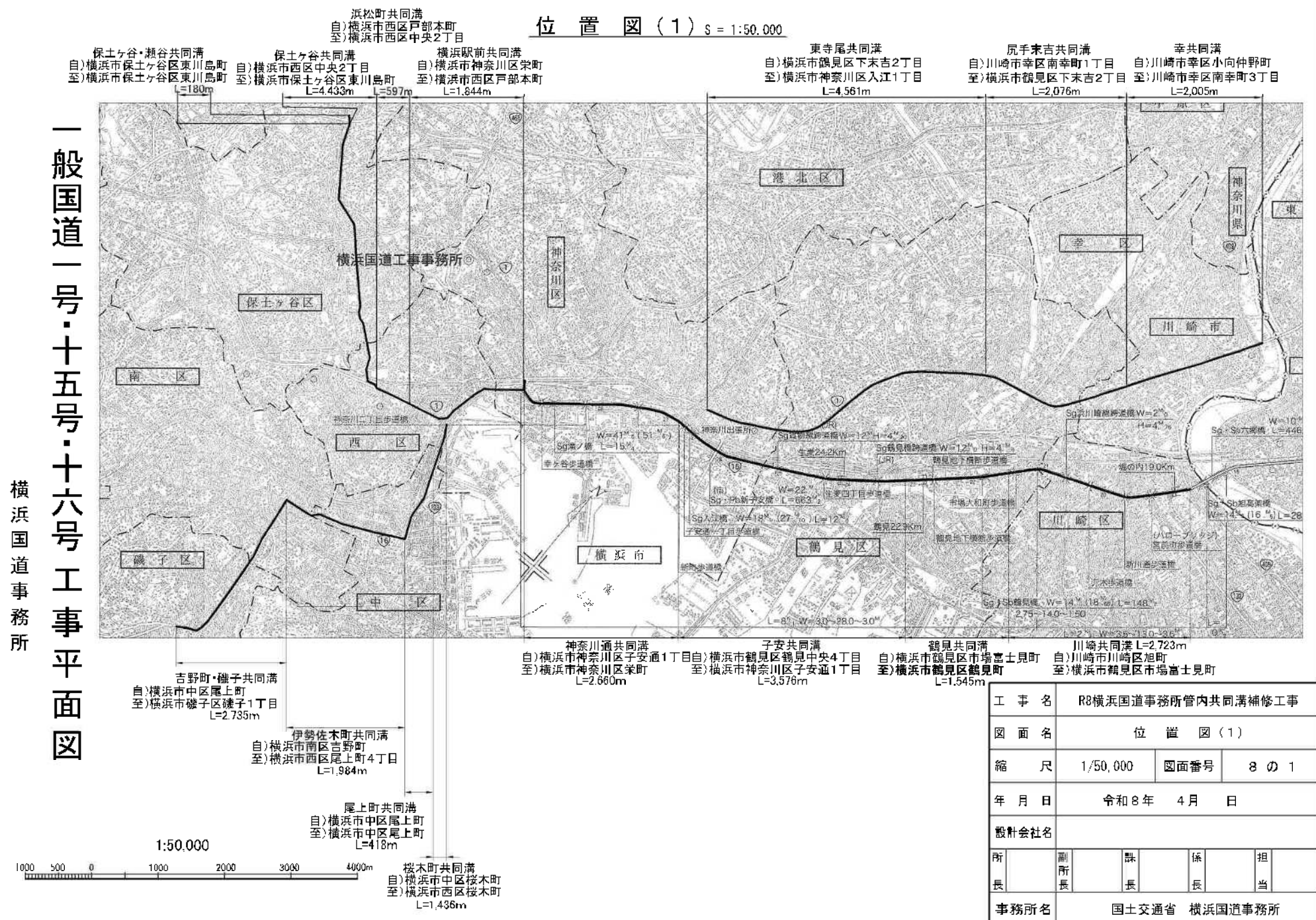
工事名：R8横浜国道事務所管内共同溝補修工事

工 種		単位	数 量	令和8年							令和9年			備考
				6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
余裕期間(任意着手)														
準備工		式	1											・50日間
共同溝補修工		式	1											(1pt)
仮設工		式	1											(1pt)
後片付工		式	1											・20日間
制約条件	関係機関協議	—												・警察 ・道路管理者等
	お盆・年末年始	—												・8月中旬 ・12月下旬～1月上旬
	路上工事抑制	—												・3月
雨休率の適用		準備・後片付けを除く、雨休率(猛暑日補正無し)を適用												

この「概略工事工程表」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って、「概略工事工程表」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「概略工事工程表」の有効期間は、この工事の入札日までとする。

一般国道一号・十五号・十六号工事平面図



位置図(2) S = 1:50,000

川崎縦貫共同溝
自)川崎市川崎区大師河原1丁目
至)川崎市川崎区浮島町
L=5,466m



扇島共同溝
自)川崎市川崎区扇島
至)川崎市川崎区扇島
L=2,783m

東扇島共同溝
自)川崎市川崎区東扇島
至)川崎市川崎区東扇島
L=2,971m

浮島共同溝
自)川崎市川崎区浮島町
至)川崎市川崎区浮島町
L=687m

1:50,000

1000 500 0 1000 2000 3000 4000m

図名	川崎縦貫共同溝工事位置図(2)
縮尺	1:50,000 図面番号 8の2
年月日	令和8年 4月 11日
製図会社	国土交通省 横浜国道事務所

一般国道三五七号・四〇九号 工事平面図

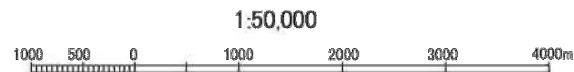
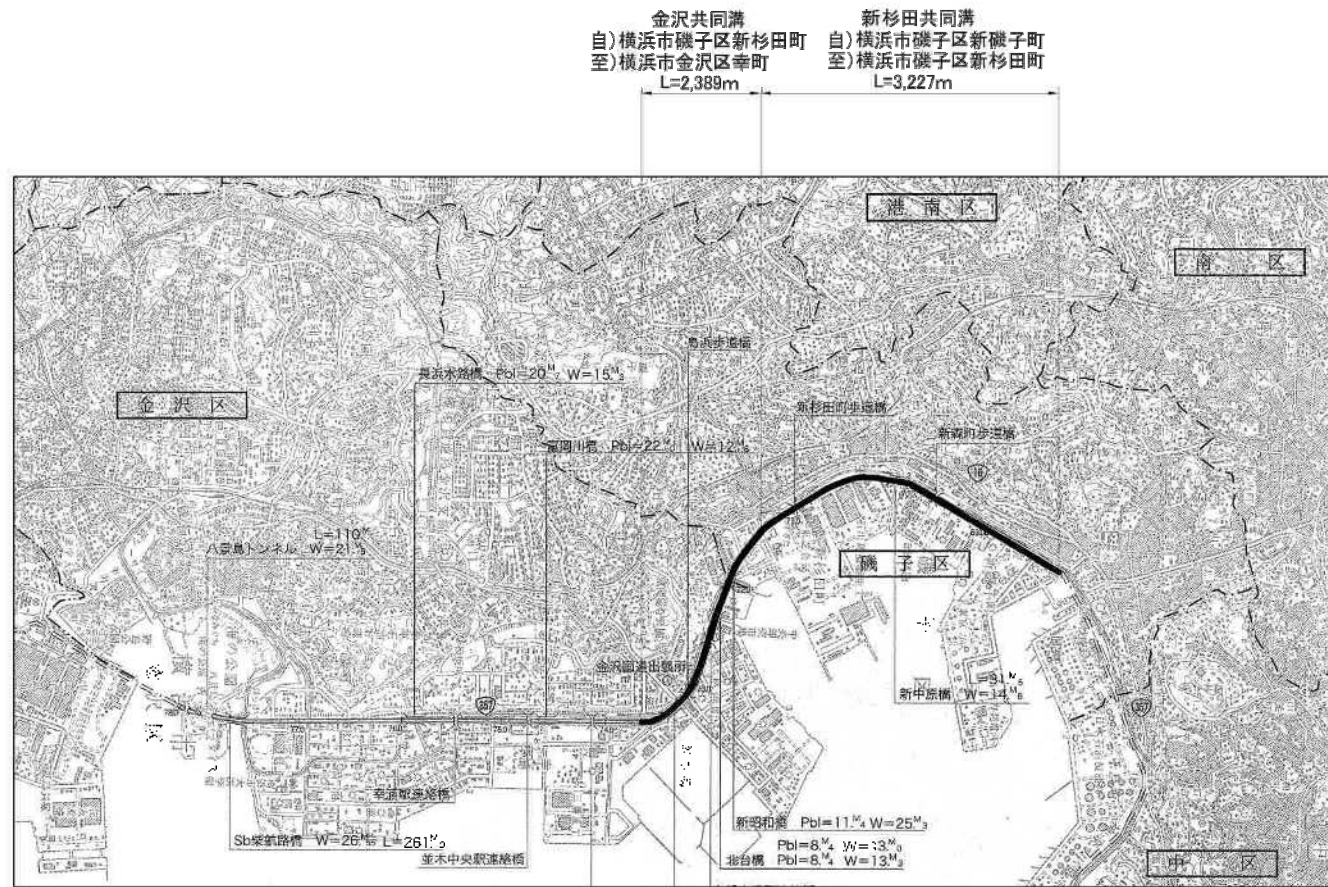
横浜国道事務所

位置図(3) S=1:50,000

一般国道三五七号

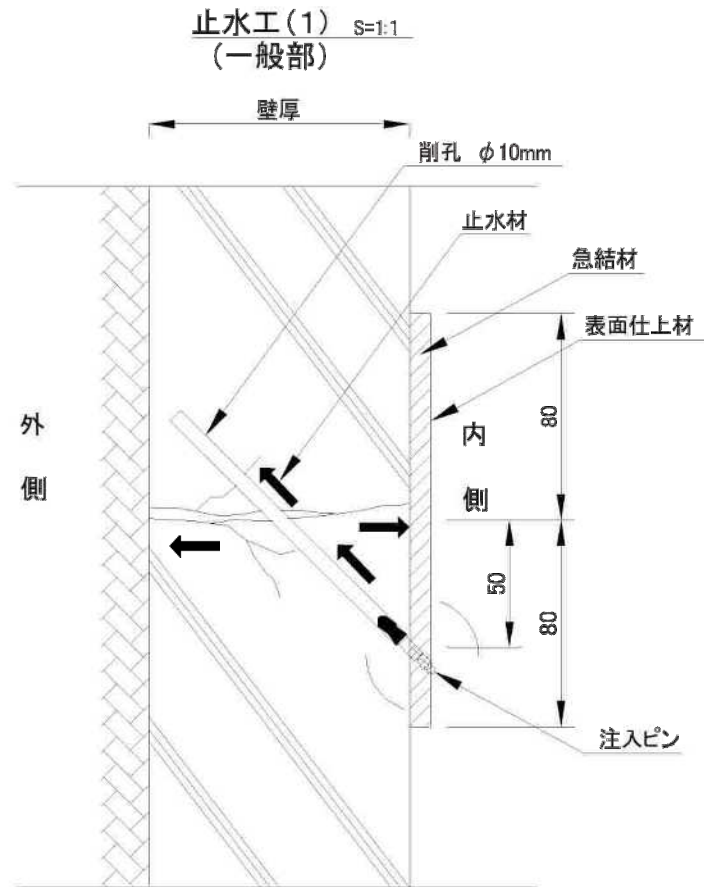
横浜国道事務所

工事平面図

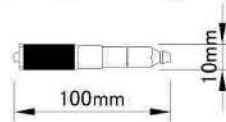


工事名	沼津市道路事業計画共同溝整備工事		
図面名	位置図(3)		
縮尺	1:50,000	図面番号	8の3
年月日	令和8年 4月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

本体補修工(1)



注入ピン 直径10mm 長さ100mm

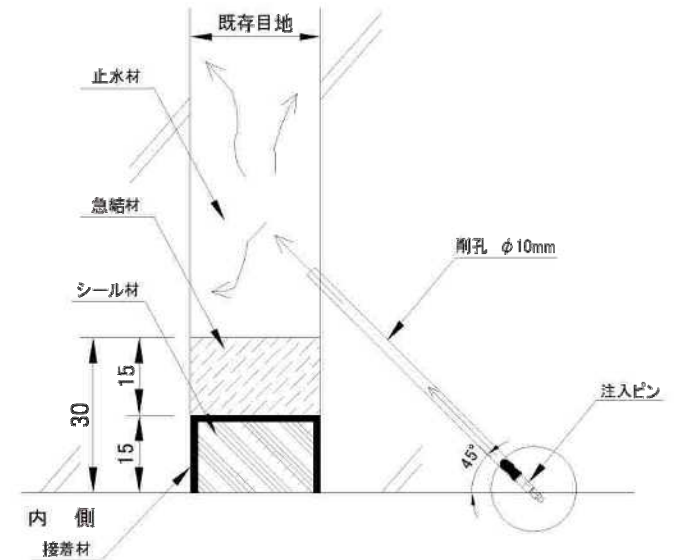


材料表

(10m当り)

名称	規格	単位	単位数	摘要
急結材	急結止水セメント	kg	4.5	
止水材	ウレタン系樹脂	kg	3.75	
注入ピン	φ10mm L=100mm	本	50	
表面仕上材	ケイ酸質系塗布材	kg	0.32	

止水工(2) S=1:1 (目地部)



材料表

(10m当り)

名称	規格	単位	単位数	摘要
急結材	急結止水セメント	kg	11.7	
接着材	シリコン系	kg	0.096	
シーリング材	シリコン系	L	5.6	
注入ピン	φ10mm L=100mm	本	50	
止水材	ウレタン系樹脂	kg	3.75	

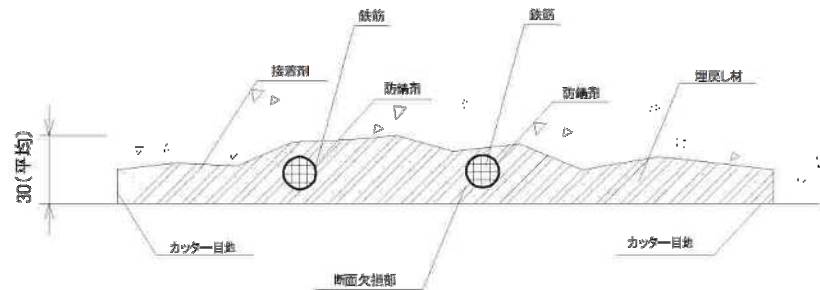
※1 本図面は参考図です。

※2 本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

工事名	R6横浜環状道路管内共同溝補修工事		
図面名	本体補修工(1)		
縮尺	図示	図番	8の4
年月日	令和8年 4月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

本体補修工(2)

コンクリート剥離補修(1) S=1:1

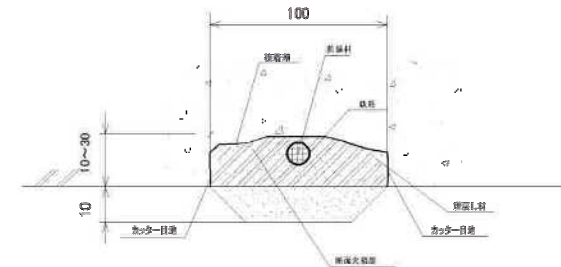


材料表

(10m2当り)

名 称	規 格	単 位	単 位 数 量	摘 要
養生材	ポリマーセメントモルタル	m3	0.3	
接着剤	エチレン系酢酸ビニル共重合樹脂	L	2.4	
防錆剤	錆転換一液エポキシ塗料	kg	0.44	

コンクリート剥離補修(3) S=1:2

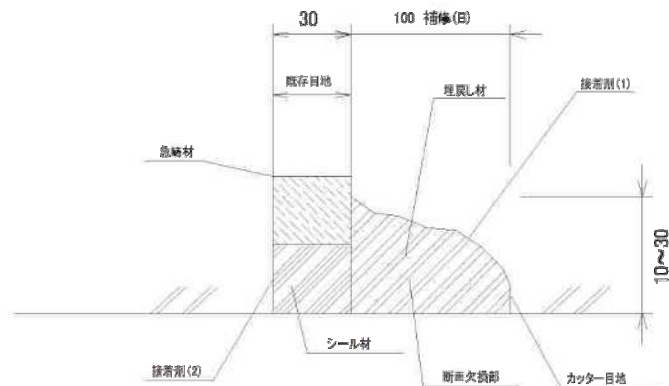


材料表

(10m当り)

名 称	規 格	単 位	単 位 数 量	摘 要
養生材	ポリマーセメントモルタル	m3	0.03	
接着剤	エチレン系酢酸ビニル共重合樹脂	L	0.24	
防錆剤	錆転換一液エポキシ塗料	kg	0.14	

コンクリート剥離補修(2) S=1:1



材料表

(10m当り)

名 称	規 格	単 位	単 位 数 量	摘 要
養生材	ポリマーセメントモルタル	m3	0.03	
接着剤(1)	エチレン系酢酸ビニル共重合樹脂	L	0.24	
防錆剤	錆転換一液エポキシ塗料	kg	0.14	
シール材	シリコン系	L	5.6	
接着剤(2)	シリコン系	kg	0.086	
急結材	急結止水セメント	kg	7.2	

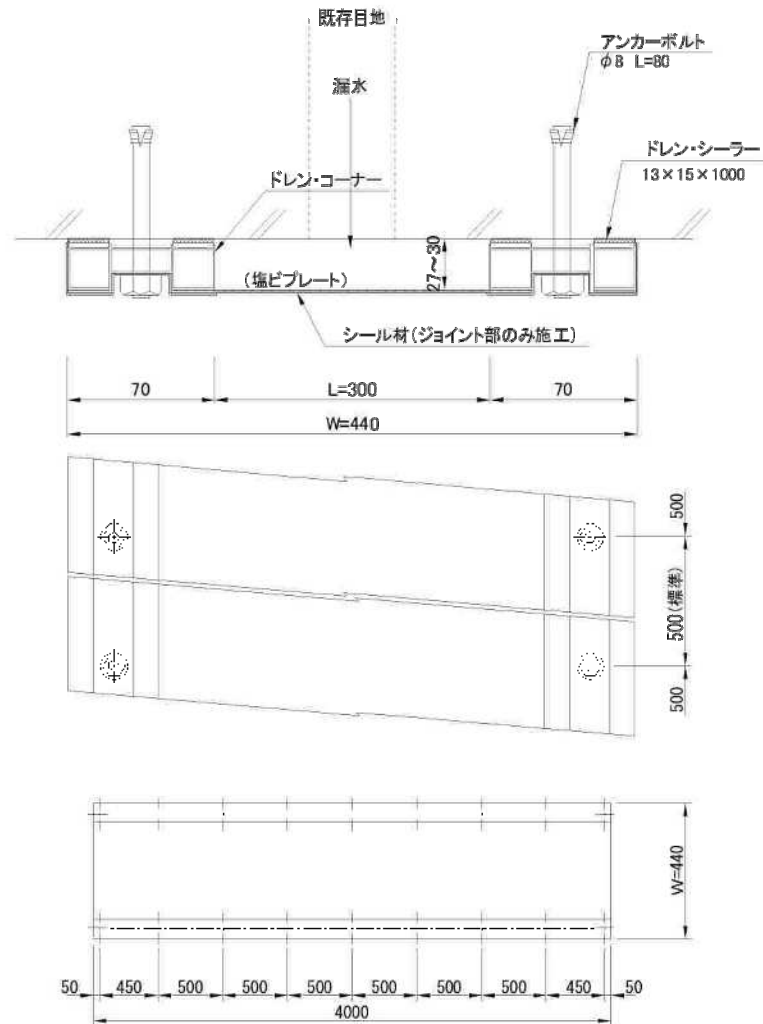
※1 本図面は参考図です。

※2 本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

工事名	R6横浜環状道路管内共同溝補修工事		
図面名	本体補修工(2)		
縮 尺	図 示	図面番号	8 の 5
年月日	令和8年 4月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

本体補修工(3)

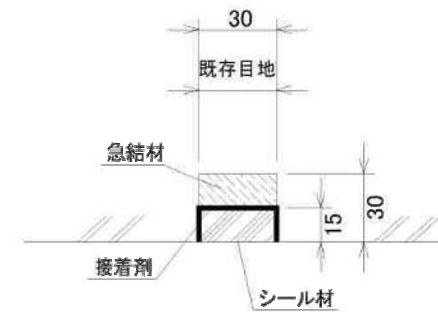
導水板設置 S=1:20



材料表 (10m当り)

名 称	規格	単位	単位数量	備 考
導水板		m	10	アンカーボルト、ドレンシーラー含む

シール材打替 S=1:1



材料表 (10m当り)

名 称	規格	単位	単位数量	備 考
急結材	急結止水セメント	kg	7.2	
シール材	シリコン系	L	5.8	
接着剤	シリコン系	kg	0.086	

※1 本図面は参考図です。
 ※2 本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

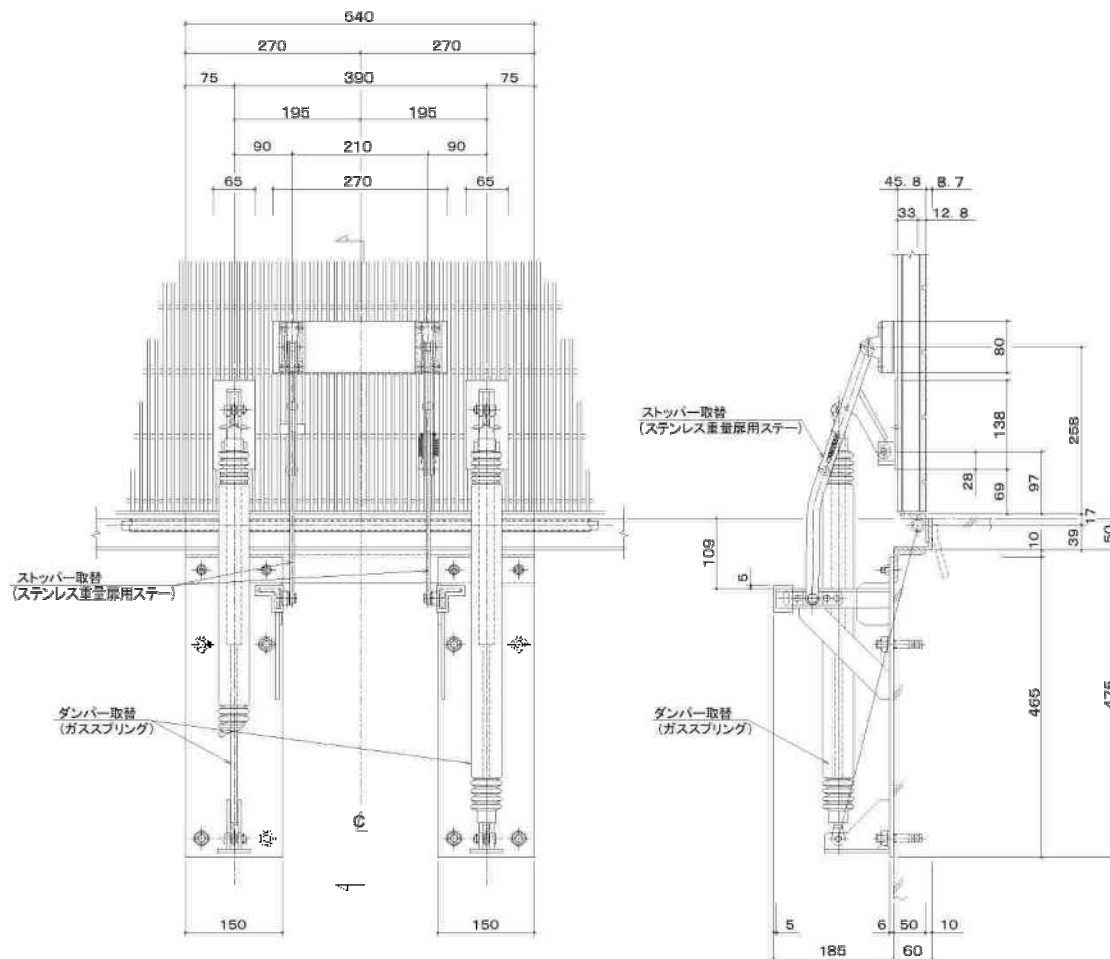
工事名	R6横浜環状道路管内共同溝補修工事		
図面名	本体補修工(3)		
縮 尺	図 示	図面番号	8 の 6
年月日	令和8年 4月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

付 属 物 補 修 工 (1)

ダンパー・ストッパー取替詳細図 S=1/4

正面図

側面図



注記

SUS材を除く鋼材は全て亜鉛メッキ仕様とし、ボルト・ナット
座金以外は、JIS H8641 HDZ55とする。

材 料 表

ダンパー取替

(1箇所当り)

名 称	規 格	単 位	単位数量	機 要
ダンパー	ガススプリング	組	1	2本/組

ストッパー取替

(1箇所当り)

名 称	規 格	単 位	単位数量	機 要
ストッパー	ステンレス重量用ステー	組	1	2本/組

※1 本図面は参考図です。

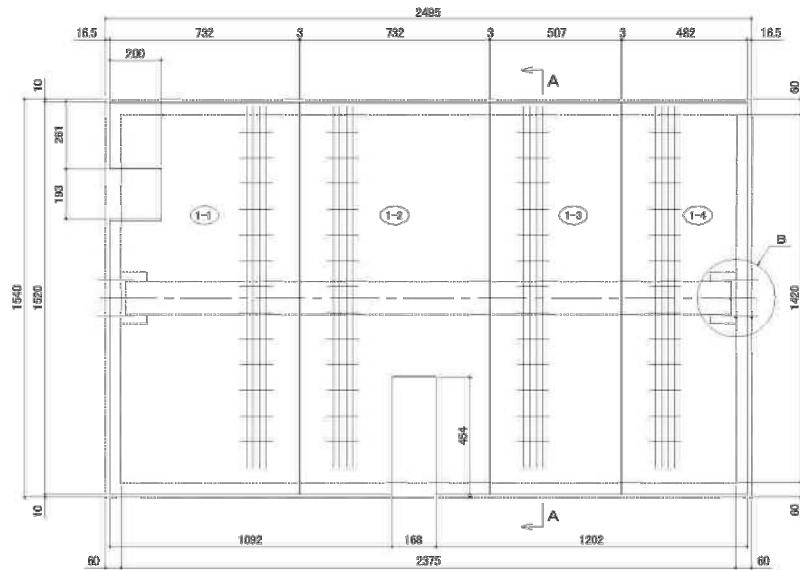
※2 本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

工事名	R8横浜国道事務所管内共同溝補修工事		
図面名	付属物補修工(1)		
縮 尺	図 示	図面番号	8の7
年月日	令和8年 4月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

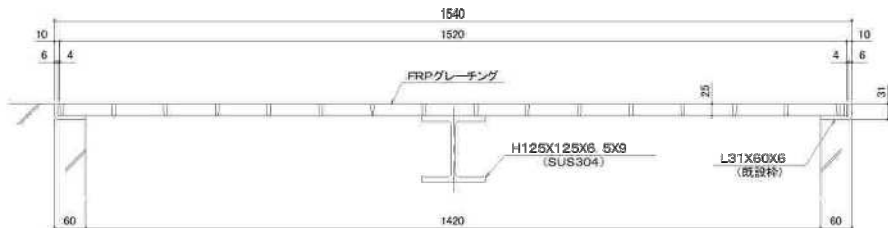
付 属 物 補 修 工 (2)

ピット部グレーチング取替

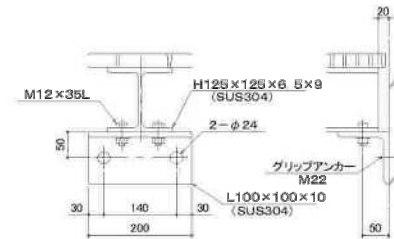
割付図 S=1:10



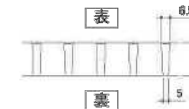
A-A断面 S=1:5



B部詳細 S=1:5



FRPグレーチング断面図



注記

1) 型式: FR-6RG型

2) 色: グレー(クリア塗装)

1箇所当り

符号	品 名	寸 法	数 量	材 質	重 量	備 考
	グリップアンカー用取付ボルト	M22X45L(B. W.)	4組	SUS304		
	グリップアンカー	M22X90L(SGA-22M)	4組	SUS		
	固定金具	M12X35L(B. N. W.)	4組	SUS304		
	受枠	L100×100×10-200L	2	SUS304		
	受枠	H125X125X6.5X9-2340L	1	SUS304		
1-4	FRPグレーチング	482X1520X25	1	FRP		
1-3		507X1520X25	1			
1-2		732X1520X25	1			
1-1	FRPグレーチング	732X1520X25	1	FRP		

※1 本図面は参考図です。

※2 本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります。

工事名	R6横浜国道事務所管内共同溝補修工事		
図面名	付属物補修工(2)		
縮 尺	図 示	図面番号	8 の 8
年月日	令和8年 4月 日		
設計会社名			
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		